

○磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 14 号

磐田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 機器、車両等の賃貸借又は保守管理に関する契約
- (2) 庁舎等管理業務のうち、清掃、警備、設備運転監視又は案内業務に関する契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約で市長が特に必要と認めるもの

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第百六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。